

(一社)

一般社団法人 品川青色申告会 会報

青色ニュース

新年号



〒140-0004 東京都品川区南品川4-2-32 品川税経会館1F

Tel : 03-3474-7564㈹ Fax : 03-3458-2616

<ホームページ> <http://shinagawa-aoiro.gr.jp>

ホームページのQRコードです。



地域によって会報の配付が遅れる場合があります。
お手元に届くのが非常に遅い場合は、お手数ですがご連絡下さい。なお最新の会報はホームページから閲覧可能です。(毎月上旬頃に更新されます)

GO GO! あおいちやん



- ・本人、配偶者、扶養者、専従者に関するマイナンバーの記載が必要。
- ※ただしマイナンバーに関する書類の提出を省略できます。

何で
すつ
て！
提出
の方
法で
資
料
が
変
化
！？

皆さま「承知の通りマイナンバー制度の運用が開始されています。その為、平成28年分の確定申告書には、本人、配偶者、扶養者、専従者のマイナンバーを記載する必要があります。そこで、今回は(一社)品川青色申告会の会員の皆様が、決算・申告サポートを受ける際のマイナンバーに関する準備についてお知らせいたします。なお、今月号同封の別紙会報「品川青色」の3面もあわせてご確認下さい。

マイナンバーの準備に関するフローチャート

確定申告書にマイナンバーの記載が必要となります。

税務署への提出方法はどれを選択しますか?

パターン③

イータックスによる本人送信、ご本人による直接提出の方等は、職員へお尋ね下さい。

パターン①

イータックスによる代理送信を選択

パターン②

品川青色申告会による直接提出を選択
(書類の必要あり)

税務署への提出
方法に関する
ご確認下さい！



- ・本人、配偶者、扶養者、専従者に関するマイナンバーの記載が必要。
- ・確定申告される方のマイナンバーに関する書類(コピー)の提出が必要です。(配偶者等の書類は必要ありません)

※必要な提出書類の詳細は2面をご覧下さい

当会においてマイナンバーに関する書類のコピーは致しかねますので事前にご準備下さい。



品川 瑞(モモちゃん)：(一社)品川青色申告会期待のホープ。予防注射する前にインフルエンザになりました。



品川 空(ソラちゃん)

決算申告ボーサーについてのマニナントバ

イータックスをご利用されない方は…

**確定申告される方(配偶者等の書類は必要ありません)の、
下記書類のコピーを提出する必要があります。**



(注)個人番号カードの写しの場合は両面をコピーして下さい。なお、マイナンバーの確認書類に関するコピーについては、トラブル防止等の安全管理措置の観点から当会でのコピーは一切お断りさせて頂きます。ご了承ください。

【番号確認】に必要なもの	【身元確認】に必要なもの
・個人番号カード(マイナンバーカード)の両面コピー	
※申請により交付される顔写真付きのプラスチック製のカードで、これ一つで【番号】と【身元】の確認が可能です。	
【いずれか1点のコピー】 <ul style="list-style-type: none"> ・通知カード(当初送られた紙のカード) ・マイナンバーが記載された住民票の写し、 又は、住民票記載事項証明書 など 	【いずれか1点のコピー(有効期限内のもの)】 <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・住民基本台帳カード(顔写真付き) ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード ・特別永住者カード など
例1 : マイナンバーカードの両面コピーを提出 例2 : 通知カード(番号)と運転免許証(身元)のコピーを提出 例3 : 通知カード(番号)と健康保険被保険者証(身元) +印鑑登録証明書(身元)のコピーを提出	【上記の身元確認のものが無い場合は 原則として次のうちいずれか2点のコピー】 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被保険者証 ・国民健康保険被保険証書 ・年金手帳 ・住民票の写し ・印鑑登録証明書 など

平成28年分

～ 所得税・消費税 ～

決算・申告ポイント説明会

事業所得など一般の方 (事業所得の他に不動産所得のある方も含みます)

日 程	時 間
H29年1月16日(月)	午後2時～4時30分
H29年1月17日(火)	午後6時～8時30分

不動産所得のみの方

日 程	時 間
H29年1月16日(月)	午後6時～8時
H29年1月17日(火)	午後2時～4時

両日とも会場は【きゅりあん6F・大会議室】です。

ポイント説明会にご出席された方は、受講終了時に
『決算・申告ポイント研修会受講証明書』を発行します!
⇒証明書を決算・申告サポート時にお持ちいただくと…

【紙提出の方は…】

- ・決算書に受講証明印を押印し税務署へ提出します。

【イータックスの方は…】

- ・データ上に表示し税務署へ提出します。



★正しい決算・申告を行って頂く為に、
誤りやすい点・新しく変わった点を
分かりやすく説明致します。
★個人事業者及び不動産所得者は、
どなたでも参加する事ができます。
お気軽に会場へお越し下さい。
★各日程の時間は、説明会の開始時間
となります。
★受付は各開始時間の30分前からと
なります。

★各日程の時間は、説明会の開始時間
となります。
★受付は各開始時間の30分前からと
なります。

★正しい決算・申告を行って頂く為に、
誤りやすい点・新しく変わった点を
分かりやすく説明致します。
★個人事業者及び不動産所得者は、
どなたでも参加する事ができます。
お気軽に会場へお越し下さい。
★各日程の時間は、説明会の開始時間
となります。
★受付は各開始時間の30分前からと
なります。

★正しい決算・申告を行って頂く為に、
誤りやすい点・新しく変わった点を
分かりやすく説明致します。
★個人事業者及び不動産所得者は、
どなたでも参加する事ができます。
お気軽に会場へお越し下さい。
★各日程の時間は、説明会の開始時間
となります。
★受付は各開始時間の30分前からと
なります。

★正しい決算・申告を行って頂く為に、
誤りやすい点・新しく変わった点を
分かりやすく説明致します。
★個人事業者及び不動産所得者は、
どなたでも参加する事ができます。
お気軽に会場へお越し下さい。
★各日程の時間は、説明会の開始時間
となります。
★受付は各開始時間の30分前からと
なります。

★決算書・確定申告書について
★前回【e-Tax(代理送信含む)】を選択した方は、決算書・申告書等一式が届きません。その代わり税務署からハガキ又は封書が届きますのでこれを必ず保存し、ご持参下さい。(予定納税などの情報として使用します)

★税務署から決算書・確定申告書の届く時期が例年遅くなっています。その結果、決算・申告サポートの開始日に間に合わない場合があります。そこで面接が申告を行う為に、各種チェックシート及び事前情報のご協力をお願いしております。

詳細は前月号4面をご覧下さい。
当会ホームページからも閲覧できます。

スタート

昨年(27年分)の決算・申告サポートをご利用されましたか?

いいえ はい

新規ご入会者や前回予約をされなかった方等は、ご予約が必要です。

前月の会報に、
予約して下さいと書かれた
『決算サポート予約のお知らせ』
が同封されています。

ゴール

下記の日程等もご確認下さい!
ご不明点はご連絡下さい。

予約人数の都合上、
当初のご予約日と
異なる場合がございます。
必ずご確認下さい。

前月の会報に、予約日が
書かれた『決算サポート
予約のお知らせ』が同封
されていましたか?

★平成28年分の所得税申告期限は平成29年3月15日(水)です。

★平成28年分の消費税申告期限は平成29年3月31日(金)です。

決算・申告サポート期間

★1月20日(金)~3月15日(水)

予約を入れる場合…

予約期間	★2月1日(水)~3月11日(土) (日曜、祝祭日、土曜日の午後を除く)
予約日時	★月~金曜日(祝祭日を除く) 午前9時~11時、午後1時~4時 ★土曜日(祝祭日を除く) 午前9時~11時

- ★予約時間の10分前には受付を終了して下さい。
- ★受付時間を過ぎますとキャンセル扱いになる場合がございますので、ご注意下さい。
- ★予約のお申込み・ご変更等は事務局へ、お早めにご連絡下さい。

サポート期間中の日程について…

1月20日(金)~1月31日(火)	予約不要です(来局順)
2月1日(水)~3月11日(土)	予約制です
3月13日(月)~3月15日(水)	予約不要です(来局順)

【上記日程におけるサポート受付時間】
 ★月~金曜日(祝祭日を除く)……午前9時~11時
 午後1時~4時
 ★土曜日(祝祭日を除く)……午前9時~11時

サポート期間後の日程について…

3月16日(木)~3月31日(金)	予約不要です(来局順)
	【上記日程におけるサポート受付時間】 ★月~金曜日(日曜、祝祭日、土曜日を除く) ……午前9時~11時、午後1時~4時



※3月15日(水)における決算書・申告書等の当会お預りは、午後2時までとさせて頂き、品川・荏原の両税務署へ提出致します。それ以降はご自身で直接提出願います。
 ※1月7日(土)~3月11日(土)までの土曜日は、午前中のみ営業致します。
 ※3月16日(木)からは通常営業となりますので、16日(木)以降の土曜日営業は、原則第一土曜日のみとなります。



決算・申告サポート関係書類のお預り方法が変わっています！

サポート関係書類のお預りについて(平成25年分サポートより変更済み)は、下記をご参照下さい。
なお『(一社)品川青色申告会の収受印を押印した決算書・申告書の控え』をサポート当日にお渡します。
~~こちらは正式な控えではございませんのでご注意下さい。~~

税務署への提出方法は、どれを選択しますか？

パターン①

イータックスによる代理送信を選択



イ面ボ
ー倒り
タだは、
ツか
クら
スさ
が

パターン②

(一社)品川青色申告会による直接提出を選択
(清書の必要あり)

決算書
に
がし
ら
な
あ
い
よ
た

パターン③

イータックスによる本人送信、
ご本人による直接提出の方等は、
職員へお尋ね下さい。

僕は、自分で提出するから、
確認してもらうだけで良いけど…

品川・荏原署の方

【税務署収受印の書類(正式な控え)】のお預り期間(4月1日～9月30日まで)の間に品川青色申告会へご来局下さい。

【税務署収受印の書類(正式な控え)】をお渡しします。

★保育園への提出等で4月1日以前に書類が必要な方は、予めお申し出下さい。

★お預り期間内にご来局が難しい方は、決算・申告サポート時にお申し出頂く事により、郵送(レターパックプラス)にてご返却致します。なお、恐れ入りますが、郵送代510円は実費とさせて頂きます。(当日お支払い下さい)

★お預り期間経過後は、正式な控えは廃棄処分致しますので、ご注意下さい。

お預り期間経過後に、正式書類が必要になった方は、所轄税務署にてご本人様で開示請求等を行って下さい(有料)

書類の検算・見直し後、
税理士が税務署へ送信致します。

書類の検算・見直し後、
税務署へ提出致します。

代理送信を選択された方で、保育園への提出等の為に、正式な書類が必要な方は、事務局へお申し出ください。
原則として、申告時期より約5年間は、ご用意する事が可能です。

【品川税務署】
又は
【荏原税務署】が
所轄税務署ですか？

品
川
・
荏
原
署
の
方



品川・荏原署以外の方

従来通りの方式とさせて頂きます。
詳細は職員がご説明致します。



必ず決算サポート時に、過年度の決算書・申告書・関係書類を(過去3年間分)お持ち下さい。事務局に書類はございませんので、お持ち頂けない場合、サポートが行えない可能性がございます。



正式な控えの書類とは…？

サポート時にお渡しする(一社)品川青色申告会の収受印が押印された書類(ものは)は、正式な控えの書類ではありません。その為、保育園や金融機関への提出には原則として使えません。あくまでも税務署の収受印が押印されたものが正式な控えとなります。(保育園等の提出時には、これをそのまま提出するのではなく、必ずコピーを提出して下さい)なお、イータックスにより書類を提出された方は、インターネット上から証明書を発行し、使用します。

重要です。必ずお読み下さい！

年末調整・お持ち頂く資料

- 1、H28年分源泉徴収簿(1~12月分給与・賞与の記入と集計)、支給金額に誤りがないように、「確認下さい」
- 2、受給者の住所、氏名・配偶者名・扶養者名それぞれの方の生年月日等、配偶者・扶養者に収入のある方は、その種類と年間収入金額の見込み額。
- 【H28年分の扶養控除等申告書及び保険料控除兼配偶者特別控除申告書】
- 3、年末調整に必要な各種控除証明書(国民年金・国民年金基金・健康保険等・社会保険・生命保険・地震保険等・小規模企業共済等の年間支払金額のわかる証明書などを)持参下さい。
- 4、中途採用者がいる場合は、その方の前勤務先の源泉徴収票が必要です。
- 5、税務署より送付された源泉税納付書を「持参下さい」
- 6、総括表(11月下旬頃、区役所より郵送されています)
- 7、事業主の印鑑(認印)
- * 平成25年1月より7年間の保存が明確化されました。なお、従来と同様に税務署から提出を求められた場合は提出する必要があります。
- 8、事業主のマイナンバーが確認できるものとそのコピー(前月号7面参照)
- 9、従業員、専従者及びその扶養親族のマイナンバーがわかるもの

下期(7月~12月)の
納付期限は、
H29年1月20日(金)
までですが…

源泉サポートを
受ける方は、
1月10日(火)までに
お願い致します。

給与の支払方法を尋ねる方へ年末調整はお済ですか?

平成29年度から個人住民税の 特別徴収が徹底されます。

東京都と都内区市町村においては、平成29年度から原則として全ての事業主の方に、特別徴収義務の指定が実施されます。

【特別徴収とは】

事業主の方(給与支払者)が従業員の方(納稅義務者)に代わり、毎月給与から個人住民税(個人都民税と個人区市町村民税)を差し引き、納入する制度です。

【特別徴収義務者となる事業主の方】

前年に給与の支払いを受けている事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。

【特別徴収の対象となる従業員の方】

前年に給与の支払いを受けている場合は、原則として、アルバイト、パート、役員等全ての従業員が特別徴収の対象になります。ただし、左記の基準に該当すれば例外的に普通徴収(従業員の方自身が納付する方法)が認められます。その場合、給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書」を併せて提出します。

* 理由書は、(一社)品川青色申告会にもございます

【普通徴収を認める基準】

- A、従業員数が2人以下(左記B~Fの該当者を除く数)
- B、他の事業所で特別徴収
- C、給与が少なく税額が引けない。
- D、給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)
- E、事業専従者(個人事業主のみ対象)
- F、退職者又は退職予定者(5月末日まで)、休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方

よろず発信★
リターンズ



回目

あけましておめでとうございます。本年も宜しくお願い致します。

現在事務局は決算・申告サポートの準備を慨して、マイナンバー(以下「番号」と言います)記載の義務化に伴い、皆様への決算・申告サポートの連絡として、マイナンバー制度開始に伴う必要な準備を今回特集しました。

そこで、他の記事と重複しますが、少しでも皆様の負担を軽減でき、かつ、安全性を確保できる方法を採用致しました。
今回はコラムでも補足説明致します。
【皆様、共通の事前準備とは?】
★確定申告書に番号を記載する義務があります。では、誰の番号を記載する準備が必要か?
★確定申告をされる方の番号は当然必要です。なお配偶者控除や扶養控除を適用される場合、その方々の番号も必要になります。(16歳未満の扶年親族も必要となります)また、専従者の方の番号も必要になりますので、「注意を」紙で提出される方は「注意」



【(一社)品川青色申告会経由にて確定申告書を提出される方は「注意」】
★確定申告される方の番号と身元確認に関する書類(「コピー」の提出が必要です。(2面参照))なお、当会での「コピー」はお断りさせて頂きますので、書類を「コピー」し、お持ち頂く手間が掛かります。なお、あくまでも、「コピー」が必要なのは「本人のみとなります。」

★「イータックス」の方は「書類がいらぬい!」確定申告書に番号の記載を行なうだけですので、通知カード等の紛失が気になる方は、携帯電話で写真を取りお持ち頂くのも一つの方法だと思います。

以上は、あくまでも(一社)品川青色申告会でサポートを受け、提出される方のケースです。不明点等はお問合せ下さい。

お
忘
れ
な
く
！

決算・申告サポートを受けた方は、過去3年分の決算書・申告書をお持ち下さい。過年度の書類を青いファイルに入れて保存している方は、そのままお持ち下さい。(新規入会者を除く)

決算・申告サポートを受けた方は、過去3年分の決算書・申告書をお持ち下さい。過年度の書類を青いファイルに入れて保存している方は、そのままお持ち下さい。

なお、過年度の参考資料をお持ち頂けない方はサポートを行えます。可能性がありますので注意下さい。



青いファイル(過年度の申告書・決算書等)の中身を確認し、お持ち下さい。

★サポート時に翌年度の予約を頂いてあります。「協力下さい。」なお、仮の予約となります。人数調整の結果、「予約日時が変更される可能性がありますので予めご了承下さい。

★1月7日(土)～3月11日(土)までの土曜日は午前のみ営業を致します。なお、受付は午前11時までとなります。

【予約について】

★平成29年は1月5日(木)の午前9時より通常業務を開始致します。

【土曜日について】

平成28年12月15日時点の決算・申告サポート予約状況

【平日の状況】

2月は午後2時半以降、3月は午前10時以降が比較的空いています。

【土曜日の状況】

土曜日は大変混み合っています。



やはり、今年も夕方が狙い目のようなですね…

決算・申告サポートの持ち物

★帳簿等(出納帳・経費帳・売上帳・売掛帳・収簿等)

仕入帳・買掛帳・振込、自動払い扱いに利用されている通帳又は写しなど)

★過去の決算書・確定申告書の控え

(25年・26年・27年)

★健康保険・介護保険の28年中の支払金額がわかるもの

★国民年金の28年中の支払金額がわかる証明書

★国民年金基金・小規模企業共済・生命保険・地震保険・寄附金等の控除証明書等

★医療費の領収書、保険などから補てんされた金額のわかるもの(各自毎の集計も必要となります)

★専従者・従業員の源泉税台帳(所得税源泉徴

★28年中に土地・建物・自動車・機械設備・工具器具備品等の売買(購入は10万円以上)及び20万円以上の修繕がある方は、明細書・借入ローン明細書・領収書・契約書など詳細のわかる資料

★税金の引き落とし可能な銀行の預金通帳と届出印

★他に給与・公的年金等の収入がある方は、源泉徴収票

★保険金収入や配当金収入等その他の収入がある方はお問合せ下さい。

★マイナンバーに関する資料(1面、2面をご覧下さい)

国外に居住する親族に係る扶養控除等の改正について

平成28年分より、国外に居住する親族に係る「扶養控除」「配偶者控除」「障害者控除」の適用を受ける場合は、以下の資料を添付又は提示しなければいけません。なおその書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文を添付等する必要があります。

① 親族関係書類…戸籍の附表の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその国外居住親族の旅券の写し 等

② 送金関係書類…金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者からその国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類 等

転居・廃業された方へ

【転居された方など】

①(一社)品川青色申告会の登録情報をお問い合わせしますので、お早めに「連絡下さい。」
※共済や保険に加入の方は、変更手続きが行われていない場合、請求時等にお時間が要す場合があります。

※お引っ越し先が遠隔地でも、品川の青色申告会に継続して所属が出来ます。

最寄りの青色申告会へ異動を「希望の方はお申し付け下さい。

②税務署へ届出書の提出が必要です。
※事務局にて各種届出書作成のサポートを行っております。印鑑をお持ち下さい。

【廃業された方など】
廃業された方でも、その年に事業所得等がある場合は原則として通常通り確定申告をする必要があります。詳しいお問い合わせ下さい。

【年始の業務について】

★平成29年は1月5日(木)の午前9時より通常業務を開始致します。

【土曜日営業について】

★1月7日(土)～3月11日(土)までの土曜日は午前のみ営業を致します。なお、受付は午前11時までとなります。

【予約について】

★サポート時に翌年度の予約を頂いてあります。「協力下さい。」なお、仮の予約となります。人数調整の結果、「予約日時が変更される可能性がありますので予めご了承下さい。

【事務局からのお願い!】

★1月11日(水)は、新年賀詞交歓会が行われます。

★1月13日(金)は、職員研修を行います。

★1月16日(月)17日(火)は、決算・申告会更しますので、お早めに「連絡下さい。」

★イントロダクション会が『さゆりあん・6階大会議室』にて行われます。

★印がついている日に御用がある方は、午前の「来局をお願い致します。午後は記帳相談等について対応致しかねる場合がありますので、予めご了承下さい。

★1月20日(金)以降は、電話が大変繋がり難くなります。「迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願い致します。

★1月20日(金)以降は、電話が大変繋がり難くなります。「迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願い致します。

【駐車場について】

★車で来局予定の方は、近隣の有料駐車場をご利用下さい。ただし、事務局の直ぐ隣りにあった有料駐車場が閉鎖されましたのでご注意下さい。また、近隣にあります他の有料駐車場は満車である事が多いので、交通機関や自転車等でのご来局をお薦め致します。